

市町村合併検証部会設置要領

(設置)

第1条 愛媛県・市町連携推進本部設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、今後の合併市町の円滑な運営に資するとともに、より合併効果を発揮するための対応を検討するため、市町村合併検証部会（以下「検証部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検証部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市町村合併の効果及び残された課題を検証すること。
- (2) 合併効果をより発揮させるための対応に関すること。
- (3) その他市町村合併の検証に関すること。

(組織)

第3条 検証部会は会員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 検証部会に会長を置き、愛媛県総務部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 検証部会の会議は、会長が必要の都度招集する。

(会議の運営)

第5条 会長は、会議の議長となる。

(専門委員)

第6条 検証部会に、専門的な知見に関する意見を徴するため、専門委員を置くことができる。

(作業部会)

第7条 検証部会の円滑な運営を図るため、検証部会に市町村合併検証作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会に部会長を置き、愛媛県総務部管理局市町振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が必要の都度招集し、議長となる。
- 5 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(報告)

第8条 会長は、検証部会の協議の経過及び結果について推進本部長へ報告するものとする。

2 部会長は、作業部会の協議の経過及び結果について会長へ報告するものとする。

(解散)

第9条 検証部会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第10条 検証部会及び作業部会の庶務は、愛媛県総務部管理局市町振興課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、検証部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月23日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

愛媛県総務部長
松山市副市長 (主として合併検証を
担当する者)
今治市副市長
宇和島市副市長
八幡浜市副市長
新居浜市副市長
西条市副市長
大洲市副市長
伊予市副市長
四国中央市副市長
西予市副市長
東温市副市長
上島町副町長
久万高原町副町長
松前町副町長 (主として合併検証を
担当する者)
砥部町副町長
内子町副町長
伊方町副町長
松野町総務課長
鬼北町副町長
愛南町副町長

別表第2 (第7条関係)

愛媛県総務部管理局市町振興課長
松山市総合政策部企画政策課長
今治市企画財政部企画課長
宇和島市総務部企画情報課長
八幡浜市総務企画部政策推進課長
新居浜市企画部総合政策課長
西条市企画情報部行政改革推進課長
大洲市企画財務部企画調整課長
伊予市未来づくり戦略室長
四国中央市企画財務部経営企画課長
西予市企画財務部企画調整課長
東温市総務部総務課長
上島町総務部総務課長
久万高原町総務課長
松前町総務部総務課長
砥部町企画財政課長
内子町総務課長
伊方町政策推進課長
松野町企画振興課長
鬼北町総務課長
愛南町企画財政課長